明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件
（関東地方整備局二二九、二三〇）　一
○都市計画に関する件（同二三一）　二
○都市計画に関する件
（北陸地方整備局六三）
○道路に関する件
（近畿地方整備局一六〇）
○都市計画に関する件（同一六一）
○道路に関する件
（九州地方整備局一五四、一五五）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人労働政策研究・研修機構平成二十八事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、中日本高速道路株式会社工事開始関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三

会社その他
会社決算公告

告示

○関東地方整備局告示第二百二十九号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条の三第一項の規定による道路管理者神流町との協議が次のとおり成立したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

関東地方整備局長が神流町道御鉾橋線における御鉾橋の修繕に関する工事を行う場合の権限

権限の一覧	権限を行う者
1　道路区域の決定又は変更（道路法第十八条第一項）	神流町
2　他の工作物の管理者に対する工事施行命令等（道路法第二十一条）	神流町
3　工事原因者に対する工事施行命令等（道路法第二十二条第一項）	神流町
4　附帯工事の施行（道路法第二十三条第一項）	神流町
5　道路管理者以外の工事等の承認（道路法第二十四条）	神流町
6　道路占用の許可（道路法第三十二条第一項及び第三項）	神流町
7　占用工事の調整条件付与（道路法第三十四条）	神流町
8　国の占用の協議、同意（道路法第三十五条）	神流町
9　公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第三十六条第一項）	神流町
10　道路管理者による占用工事の施行（道路法第三十八条第一項）	神流町
11　占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第四十条第二項）	神流町
12　車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第四十三条の二）	神流町
13　違法放置物件に対する措置（道路法第四十四条の二第一項から第五項）	神流町
14　道路標識又は区画線の設置（道路法第四十五条第一項）	関東地方整備局長
15　道路通行の禁止又は制限（道路法第四十六条第一項）	関東地方整備局長
16　トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第四十七条第三項）	神流町
17　特殊車両許可等（道路法第四十七条の二第一項、第二項及び第五項）	神流町
18　車両の通行に関する措置（道路法第四十七条の四）	神流町
19　通行の禁止・制限の場合における道路標識の設置（道路法第四十七条の五）	関東地方整備局長